

京都市告示第 3 1 2 号

京都市宝が池公園運動施設条例第 1 0 条ただし書きの規定に基づき、次のとおり、京都市こども体育館を臨時に供用を休止します。

令和 8 年 8 月 1 2 日

京都市長 松 井 孝 治

1 臨時に供用を休止する日

令和 9 年 2 月 1 日（月）から令和 9 年 2 月 2 8 日（日）まで

2 供用休止理由

空調整備工事実施のため

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）